

三上 次男 著

金史研究二

金代政治制度の研究

河内 良弘

三上次男先生の「金史研究二—金代政治制度の研究」が、中央公論美術出版から刊行された。序文四ページ、目次、本文五七〇ページ、索引九ページの名著である。本書におさめられた諸論文は、先生が昭和十四年、東方文化学院東京研究所の研究員になられて以来、昭和二十二年に至るまでの期間に、寝食を忘れて没頭された、金王朝の政務統一機関を中心とした、中央機関に関する諸研究が、その骨子になつている。この間の研究成果は、昭和二十三年以後、逐次、学術誌上に発表されたが、今回刊行された本書では、それら九篇の論文を、発表の年代順によらず、内容によつて、一、金代政治制度研究の意義と研究方法、二、金代における政務統一機関の研究、三、中央監察機関の研究、の三つのテーマに分けて配列し、これによつて、金国中央政府の政務執行機関の変遷が、系統的にかつ正確に、読者に理解されるよう、配慮されている。

三上先生が、本書において示された研究目的は、序文に示される通り、まず「各時代それぞれの政務統一機関の、制度上の諸規定、およびその変遷を明らかにすること」にあつたが、これにとどまらず「それと同時に、これらの諸機関の存在の、政治的意義と社会との関係にも」深い注意がはらわれている。従つて、本書は、冷い法令の堆積や、役所の変遷の年代史的羅列ではなく、どのような政治・社会的原因によつて、これらの政府機関が生れ、そして滅びたかについての記録であり、読者は、これらの政府諸機関のうつりかわりを、それぞれの時代の社会的背景の深みを通して、浮彫りに知ることができるようになつている。先生はまた、金国の政府諸機関についての、実に精密な考証にもとづく研究を通じて、その諸機関の背後に存して、諸機関をしてかくあらしめた、特異な金国の国家的性格を、描写することに成功されている。三上先生の、研究対象に対する沈潜は深く、徹底的である。

『金史』『大金国志』『三朝北盟会編』をはじめ、大小の史籍の、政府諸機関に関する史料は、網羅的に蒐集され、分類され、機関の成立、組織、権限、職掌等の各項につき、後に説くように、あらゆる角度から検討が加えられ、徹底的に追求されている。かように通論的に事実の経過を述べ、厳密な史料批判をおこないつつ、考えられる限りの問題点を指摘し、反証をも考慮し、事物の真実に迫ろうとする態度は、三上先

生の本領とされるところであろう。

金王朝の歴史についての、個別的の研究は、諸外国においても、発表されているが、金一代を通じた、政府統一機関に関する、これほど徹底した研究は、内外に類例を見ない。その量からいえば、馮家昇先生が、ワシントン大学在任中に編纂された『金史』（英文）が、これに匹敵するであろうが、これは未公刊である。こうした意味で、本書は、近年の我国の東洋学界が生んだ、世界に誇り得る業績の一といえるであろう。

本書の第一篇「金代政治制度研究の意義と研究方法」は、次の三つの論文によつて、構成されている。

一 「序説 金朝の政治制度、とくに政府組織研究の意義」では、金王国の官制の研究は、金王国の複雑な性格の解明の方法として、また、所謂征服王朝全般の理解のためにも、中国官制の通観のためにも、不可欠の研究対象であることと、その研究方針につき、述べてある。

二 「金朝の官制研究史料について」には、金朝に関するのある史籍のうち、とくに官制と関係の深い、現存の史籍につき、その内容の具体性、信憑性等について、詳細な検討が加えてある。すなわち第一章では、『金史』『大金国志』につき、その編纂の年次、参照された史料を紹介し、官制研究史料としての「金史百官志」の内容には、問題のあることを論じた。

第二章では、張棟の金国志について述べられている。「金国志」は、現在『三朝北盟会編』巻二四四、および「建炎以來繫年要録」の注に遺文の存するほかに、完本は伝存しないが、著者は、現存の遺文を、『大金国志』と対校して比較し、その間の関係をしらべ、一、『大金国志』巻三三—三六、三八—三九の記事、『三朝北盟会編』巻三の女真記事、巻二四四の『金虜図経』、巻二四五の族帳部曲録などは、『金国志（金図経）』からの引用であること。二、『歴代小史』および『古今逸史』に、宇文懋昭撰として収録されている一巻本『金史』は、実は二巻本の張棟の『金国志』の節略本であること、などを明らかにしている。第三章「金朝において編著された典籍」では、『大金集礼』『帰潜志』についての解説が示され、第四章「宋人の著述で金の官制研究と関係のあるもの」では、『松漠紀聞』『鄱陽集』『金国文具録』『攬轡録』につき、書誌学的見地から、極めて詳細な考察が示され、また官制研究の立場から、史料の価値が論じられている。かように本論文は、啓蒙的であり、ことに初学者に有益である。

三 「金史百官志にみえる官制の制定年次」では、百官志に記載される官制は、何年に制定されたものを基準としたものか、「百官志」の依拠した、綜合官制の年次につき、考察されている。すなわち著者は、「百官志」所載の官称および人員を、中央行政機関の官称および人員の変遷と対照して、

百官志記載の官制の基本となつたものが、章宗の大定二十九年か、あるいはそれ以後の綜合官制に拠つていと論じた。著者はまた、百官志の依拠した官制が、何年以前の官制であるかについて考察し、「百官志」の記載中の御史台の条や、戸部員外郎の条に、泰和二年五月に頒行された泰和令が反映されてないことから、それが、泰和令以後のものでないことを論じた後、「百官志」の本文の注記に、「明昌三年罷」等の注記のあるところから、「百官志」所掲の官制が、明昌の初めか、あるいはそれ以前の体系であることを推測した。ついで著者は、章宗の即位の翌年、明昌元年、詳定所を置いて、律令を審定せしめたという「金史刑志」の記事に着目し、この詳定所の審定を経た官制が、数年内に頒行されたと推定し、これに明昌初年官制と名づけ、「百官志」の官制体系は、この明昌初年官制に依拠したものと推断している。

第二編「金代における政務統一機関の研究」は、次の五論文から成つてゐる。

四 「金建国前の女真国における政治の中樞機関——勃極烈と国相——」では、勃極烈と国相について考察されている。すなわち『金史』百官志によれば、建国前の金室の諸官長は、みな勃極烈をと見え、太祖は都勃極烈の地位につくことによつて、首長となつたと記るされている。著者は、都勃極烈という官称が、建国前、阿骨打の嗣位後に存在したが、建国以前

に、金室の諸官長が、勃極烈と称したことを、具体的に述べた史実は一つもないところから、百官志の記事に疑問を抱き、これに考証を加え、勃極烈が、李董と同音同義であるにもかかわらず、はつきりと区別されているのは、この語が金室によつて新しくつくられたか、或は新しい意義があたえられて使われたこと、金室は、中央の権力の拡大強化にともない、中央の政務担当者のため、特別の官称をつくる必要を生じ、勃極烈という官称を作つたこと、太祖は、収国元年七月、旧来の制度にもとづき、諸版、国論、阿買、畏の四勃極烈をおき、九月に、乙室勃極烈を新設し五員とした。これは、建国前すでに相当数の勃極烈があり、これにもとづいて増員されたものであること、都勃極烈と勃極烈との関係は、君臣関係といつたものではなく、法制的には性格を同じくしたものと認むべきこと、などが論ぜられている。著者は、右につづいて、勃極烈設置の年代、勃極烈と国相との関係について論じておられるが、後論にゆずることとする。

五 「金建国当初における勃極烈制度」新国家の政務統一機関を構成した、諸勃極烈の職掌、変遷が、時代的背景についての解説をとまないつづ、述べられている。太祖は収国元年七月、諸版、国論、阿買、畏の四勃極烈をおいた。諸班勃極烈は、次代の帝王を約束された副王的地位に立つものであり、国論勃極烈は、撤改のために考案されたが、國務総理の

如き意味をもち、制度上の地位は、誥班に次ぎ、国論阿買、国論吳両者の上に位した。しかし現実には、三者間に、いちじるしい距りはなかつた。国論阿買は内政、国論吳は軍事と關係があり、取国元年九月に増員された国論乙室勃極烈は、外交に關係があつた。建国前の勃極烈制度では、君長である都勃極烈も、法制的には、他の諸勃極烈と同格であつたが、建国後は、皇帝と勃極烈との間に、一線が設けられ、勃極烈は、皇帝に隸屬する機関となつた。太祖時代の勃極烈制度は、按出虎水完顔家支持の諸勢力の結合と均衡の上に立つた、素朴な政務統一機構であつて、太祖家を軸とする中央集権制確立への過渡的形態であつた。太宗時代にあつては、政務統一機関としての勃極烈の本質には変りはなかつたが、(一)誥班勃極烈の副王的性格の定立、(二)勃極烈の外駐在、(三)勃極烈の減員、などの変化があり、天会十年には、国論左・右勃極烈が新設され、国政は、誥班勃極烈、国論忽魯勃極烈、国論左勃極烈、国論右勃極烈の四勃極烈によつて運営されることとなり、他の勃極烈は廃止されたと述べ、史料に嚴密な批判を加えつつ、天会十三年に廃止されるまでの勃極烈制度変遷の意義を、多面的にあきらかにしている。

六 「金朝初期の三省制度」本論文は、第一部、第二部に分けられ、第一部では三省の機構が論ぜられている。熙宗の即位後、天会十三年三月、勃極烈制は廃止され、政務統一機

関として、尚書、中書、門下の三省と、領三省事等の官職が、新設された。著者はまず領三省事の権限、職掌を論じ、ついで尚書省所管の尚書令、左右丞相、平章政事等の職種の定員、変遷につき考察し、宰執一般の権限、宰執相互の關係、宋制との關係にも、明確な分析を示している。右とほぼ同様な方法で、門下省および中書省の、沿革、組織、権限について考察し、両省ともに、独立官庁としての実をそなえない、形式に機関にすぎなかつたと指摘した。かように三省制度とは名のみであつて、実は尚書省一省による政務統一制度であつた要因として、内外情勢に関する、示唆多い分析も示されている。

第二部では、三省制度の性格とその政治史的考察が、論じてある。すなわち天会四年、宋制にもとづき、新官制が發布され、尚書省を中心とした三省が最高の機関として設置されたが、これは旧宋民に対する最高行政機関であり、三省の官職は、元帥府に從屬していた。天眷元年八月、熙宗によつて新官制が頒行され、三省が実質的に最高の政務統一機関となつた。著者は、官制改革を必要とした諸要因を考え、一、中央政府と宗翰を中心とした、華北新領土の軍事機関との間の確執。二、漢人官僚の政治的策謀。三、中国政治思想の影響などを指摘している。ついで新官制の制定にあつた人々について考察され、正隆元年正月、海陵王によつて門下、中

書二省が廃止され、政務統一機関が尚書省に一元化されるまでの推移が述べてある。

七 「金代における尚書省制度とその政治的意義」この論文では、正隆年間以後の尚書省の組織その他の変遷につき述べてある。すなわち海陵王の正隆元年、中書、門下両省、および領三省事、平章政事が廃止され、尚書省の機能が強化された。著者は、この尚書省の組織の変遷につき考察し、第四章では尚書省の権限につき、輔弼と諮詢、奏請、法令あるいは施策の立案、審議執行、人事、審判の各項にわたつて、詳細な資料にもとづいて論究した。第五章では、尚書令、宰相、執政、左右司官、令史、訳史、通事その他の附屬機関の官職の職掌について述べてある。第六章では、尚書省の実権の変遷が研究の対象となり、海陵王時代の尚書省の実権は、大きくはなかつたが、一応の権威は保つていた。章宗時代に入つて、通常の案件に至るまで、百官の合議によつて決せられるようになり、尚書省の実権は縮減され、また尚書省に与えられていた監察官に対する擬注権が制限された。そして大安三年、樞密院が分離されたこと、興定四年、封建制が施行されたことなど、金末に至るまでの尚書省の変遷が丹念に追求されている。

八 「金初の行台尚書省とこれをめぐる政治上の諸問題」天会十五年（一一三七）十一月、金の熙宗は、斉国を廃止し、その

故地を金の領土とすると、この地方を特別行政地区とし、行台尚書省をもうけて統治に当らせた。本論文の第一章では、この機関の変遷が考察されている。その大要を記すると、行台の治所は、はじめ斉の旧都汴京に存したが、天眷二年三月、右副元帥宗弼のひきあげとともに、大名府に移つた。これより先、天眷元年九月、燕京樞密院が行台尚書省と改称されていたので、この頃、行台尚書省は、まず汴京と燕京に、のち大名府と燕京に併存していた。天眷二年、大名府行台は祁州に、ついで天眷三年、汴京に移転し、燕京路から淮水にいたる、広い範囲を管轄した。この頃燕京行台は、有名無実化していた。皇統元年、燕京路は行台の管轄をはなれ、中央に直属し、行台の管轄領域はせばまり、天徳二年十二月に至つて廃止された。第二章では、行台の組織、第三章では行台の権限が述べられ、第四章では、唐以後の行台の変遷を記し、行台の組織のだいたいを略述し、これと金の行台とを比較し、金の行台は軍事上の権限を欠き、民政に関しても、制限が多かつたと論じている。

本書の第三篇「中央監察機関の研究」は、次の論文より成つている。

九 「金の御史台とその政治社会的役割」第二章では、御史台の変遷につき、述べてある。その大要を記すると、太宗の天会四年官制に、御史台官制も含まれていたが、当時は有

名無実の存在であつた。天眷元年官制頒行後、御史台は中央監察機関としての役割を果し始めたが、熙宗の皇統年間以後、皇帝の権力が強化されるにともない、御史台も次第に整備され、本来の機能をいとなむにいたり、海陵王時代に入つて、名実ともに充実した。第三章では、百官志にみえる御史台の官職、御史大夫、御史中丞、侍御史、監察御史等につき、組織のあり方、変遷などが、研究されている。第四章では、御史台各職の掌務と権限が述べられ、第五章では、御史台の性質と、実権の在り方をさぐり出すため、御史台と尚書省、提刑司との関係について考察し、御史台の新設後しばらくは、御史台は尚書省の節制をうける場合もあつたが、世宗以後は、省の節制をうけず、これとあいたいする機関となつた。また御史台は、地方監察機関たる提刑司を傘下にあわせたことによつて、かえつて権力を増したと論証し、第六章では、天眷元年、御史台が正式に設置されてより以後の推移が、時代的背景とともに、総括的に述べてある。

さて次に、三上先生の所説につき、いくつかの管見を述べ、ことを許していただきたい。

(1) 「勃極烈と国相との関係」において、三上先生は、国相は邑屯村の完顔家の長である雅達が、かねてからとなえていた称号であり、肅宗もまたこの号を称した。『世紀』に、「在父兄時、号国相、国相之称、不知始何時」とあり、『金

史』桓赧・散達伝に、「桓赧・散達兄弟者、国相雅達之子也、居完顔部邑屯村、雅達称国相、不知其所從來」と見えるので、国相という称号が、開国前に使用されていたとして考証を進められているが、果してそうであろうか。わたくしは、国相という称号は、皇統史家の創作であつて、現実には存在しなかつたと思う。その理由の一つは、右の史料は、三上先生も指摘されたとおり、完顔家内部の実権の推移を示した物語りであつて、前後の記事を歴史的事実とみなすには、疑問の個所が多すぎ、国相の称号の存在もまた極めて疑わしいこと。

その二は、先生は、国相はかつて邑屯村の豪族、雅達のおびた称号であつたが、景祖の時代、完顔家の実権が、雅達家より金室にうつるとともに、この称号も金室に帰属し、肅宗（頗刺淑）にさづけられたと述べておられる。ところで、この場合の国は国家の意、相とは宰相の意であろうが、かような中国的国家の概念は、当時の女真にはなかつたと考える方が自然であること。その三は、三上先生は、国相の由来を考えて、国相は遼の官職ではなく、かつ女真語の称号の漢訳でもないところから、渤海国の要職である宰相、または国相に由来するのではないかとされた。国相の由来が周辺の地域に求められなければ、渤海国をそれと推定することは自然であるが、もしそうであつたとすれば、文字のない当時にあつて、渤海（七〇〇—九二六）滅亡後、金国の勃興に至る二百年間

に、どのような方法で、国相の音価と意味を、しかも数多くの中国の官制のうちで、国相のそのみを、屈折なしに保存し得たであろうか。それは恐らく不可能であると思う。右のような理由で、わたくしは、「国相」は皇統史家の創作であつたと考える。国相は、やはり撤改に与えられた国論勃極烈の漢訳であつた。撤改は、建国時には、太祖とは国政を二分し、副王というよりは、太祖と対等の立場に在つた蒙族であつたから、建国前の撤改の行動につき記述する際にも、皇統史家は、撤改に何等かの尊称を付与することを思い付いたのだと思う。そしてその尊称を、古老の伝承にもとづき、阿骨打家とは対等、あるいはそれ以上の權威を有した、雅達、肅宗等の過去の人物にも、遡及して与え、関連する物語を作つたのだと考へたい。皇統の史家は、李蕓、猛安、謀克等については、女真古来の称号と称しながら、国相については、「何時に始まるや知らず」としてはいるのはおかしい。

(2) 都勃極烈の「都」の語義については、二つの説がおこなわれている。一は、本・始・頭目などの語義をもつ、滿洲語の達(Da)にあたるとなす鳥山喜一氏説、一は、都には「統べる」という意義があるから、都勃極烈は、「都」という漢語と、「勃極烈」という女真語との複合語で、「都勃極烈」は、他の勃極烈の上になつて、これを統べる勃極烈の意となす、池内宏氏説である。漢語と女真語との複合ということも、

理屈の上ではあり得るであろう。しかし、遼代の女真語のこの部分にのみ、漢語の影響があつたとなすのは不自然であつて、わたくしは、鳥山説にむしろ一理があるように思う。

(3) 先生は、章宗の即位の翌年、明昌元年、詳定所置いて審定せしめた官制が、数年後に頒行されたと推定し、これに明昌初年官制と名づけ、百官志所載の官制体系は、この明昌初年官制に依拠したものと推断されている。しかし、金史卷五六、百官一の、「軍器監、承安二年設、泰和四年罷」の如く、泰和二年頒行の泰和令を反映したと思われる記事の存するのは、どう説明されるのであろうか。わたくしは、「百官志」の依拠した官制は、所謂明昌初年官制にのみ依つたというのではなく、複数の官制に依つたのではないか、という疑念を感じる。

(4) 先生は、国論阿買、国論辰、国論乙室、迭、国論移賚の各勃極烈に、機能上の区別があつたかどうかについて考察し、補任された人物の事蹟をしらべて、国論阿買は内政、国論辰は軍事、国論乙室は外交事務担当というように、各勃極烈間に職掌上の相違があつたと推論された。しかし人の事蹟は、偶然に左右されることもまた多い。たまたま阿骨打のそばにいたので、下命されたということもあるのではないか。この故に、創草期の金国の諸勃極烈に、機能上の区別があつたとされた推論に、疑問が感じられる。

(5) 本書は、官制研究の基本となる『金史』、『三朝北盟會編』、『鄱陽集』など、あらゆる史料を網羅し、精密な解説をどこどこであるので、それらの史料はそのまま孫引されることもあろうが、引用文献に誤植が多いのが惜しまれる。たとえば、一七二頁二行目皇統九年三月癸未朔は辛丑、二行目同年四月庚寅は五月庚寅、六行目天德二年四月戊午は戊午、十行目貞元元年二月丙辰は三月丙辰、十三行目正隆元年正月は正月乙丑の誤植である。こゝろみに、二百頁までの誤植のうち、わたくしが気づいたものを記すると、六七頁一四行目「金史卷五八」は卷五七。六八頁一四行「旧鈎盾使」は「旧鈎盾使」。一二四頁二行の *clain* は *clain*。一三八頁八行「即晒之」は、「即晒之」。一五〇頁一行「国論忽魯勃極烈宗幹」は、「国論勃極烈宗幹」。一九三頁一七行「改監察御史」は「改監察御史」。一九九頁八行「感取折衷」は「感取折衷」。同頁一〇行「胡刺渾水」は「胡刺渾水」。二〇一頁末尾「中外異議紛糾」は「中外異議紛紜」であろう。また誤植のために、意味が変つてしまうところがある。二九頁一四行「人聞声」は「人不聞声」。一七九頁「裕在相位職、用事頗專恣」は、「裕在相位。任職用事、頗專恣」であろう。また誤植ではないけれども、一三九頁一四行「羣臣言、時方暑月、乃止無何、為移寶勃極烈」は、「羣臣言、時方暑月、乃止。無何、為移寶勃極烈」とし、『群臣言う「時は方に暑月なり」と。

すなわち止む。いくばくもなく、移寶勃極烈となす」と読むのではないだろうか。

わたくしは、三上先生の御家族につき、何の知識も持たないが、本書のあとがきを読み、肅然としたおもいかられた。そこには、御令娘とのわかれと、先生の悲しみが、本書の出版との関連で、つつしみ深く記るされている。未来を失つたと記るされた先生の言葉に、わたくしはいうべき言葉を知らない。神が、先生を慰め、励まし、これからの研究と事業をささえたもうよう、祈りたい。

(中央公論美術出版 昭和四十五年九月二十日刊)

ヴァディム・アレクサンドロヴィチ・アレクサンドロフ著

「極東国境におけるロシア」(十七世紀後半)

吉田金一

さきに「一六〇七—一六三六年の露蒙関係資料集」(一九五九年刊)、「十七世紀の露中関係資料第一卷」(一六〇八—一六八三)(一九六九年刊)が刊行されたが、これはいずれも